

を買わうというふうな予算措置をさせていたわけでございます。
以上雜ぱくでございますがご審議くださいますようお願いいたします。

議長(米次性男君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) 以上で質疑を終ります。

おわかりいたします。報告の方の専決処分については原案とおり

承認することはいふ異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご異議なしと認めます。よって報告の方には原案

とおり承認することに決まりました。

~~~~~

議長(米次性男君) 日程中の議案第九号福山市職員定数条例の一部  
を改正する条例を議題といたします。

議長議長として議案の朗読をいたします。

(臨時議事議長朗読) 省略

議長(米次性男君) 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。企画調査室長

大野中一君

(企画調査室長 大野中一君登壇)

企画調査室長(大野中一君) 議案第九号福山市職員定数条例の  
一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

提案理由にもございますように人口の増加も東京都の委任事務等  
が増加してまいっております。そのためにも事務量も年々ふえてきてお

る状態でございます。臨時制のものにつきましてはパート等で処理して

おりますが、一般の事務量の増加をきたしておりますことにつきま

ず員の定数を増員させていただきたいと考えま

ず。提案申し上げます。

改正の内容は第九号中とありますのは市長の事務部局  
の職員定数でございます。現在定数二百四十人、うち三十八人が福祉  
事務所の定数となっております。二百三十八人とし、一内を四人増員いた

しましう二十九人といふふうにするものでございます。又三号中にありますのは教育委員会の事務局及び教育機関の職員の数でございます。六十二人の定数でございますが三人増加いたしましたしう六十五人としたしたいという内容のもりでございます。又七号は水道事業職員でございますが、現在定数三十八人から八人減員いたしましたしう三十人としたふうにするものでございます。しういたしますと合計三百十九人を二十八人増員いたします。今月一日現在の職員数は二百八十八人でまだ余裕はあるわけでございますが、新年度の採用見込みは事務系、技術系合わせて二十八人を予定しております。

何とて原案とおりで決定いただきますよう御願ひ申しあげまして説明を終わらせていただきます。

議長（末次晴男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を許します。

○十番（松小清君）水道事業の二十八人が三十人と減員になつてゐることは理由について伺いたいと思ひます。



○企画調査部長（大野忠一君）水道関係につきましては集金事務等の委託などをいたしまして合理化をいたしてきております。そのため昨

年よりよりたつたが現在は二十八人となっております。水源等の遠隔

装置その他につきましても人員をできるだけ減らさうというふうなことで現

在二十八人いば水道課を運営できるということでございますので、この際

減員したいというふうに考えております。

○一番（貫井善次郎君）定数条例に関連した問題でございますけれども、

ただいまの説明によりますと現在の職員数が二百八十八人であると、昨日

の職員の採用問題で御尋ねしたときには二十八人が採用予定である

ということでした。したがつて合計いたしますと三百十三人です。新年度

予算による職員の人件費の計上は一般会計が二百七十八人、水道、

国民健康保険、質屋、都市計画というふうなものを合わせて

三百七十八人となるということになります。二十八人採用してもまだ四人

ばかり予算計上の人件費がふつにあるというふうにとられますけれども、

これは今後の臨時または採用ということを見込んでの三百七十八人の予

算計上にあるわけだということの理由であるか説明願ひしたいと思います。



是したものでございまして、現在まで一年有餘を経ておるわけでございます。この間実績といたしまして従来約四千五年度における小の事業資金が、而しての四百八十万円に對しまして、実績的には——昨年の四月からでございますけれども、今年の二月に至るまでの申込の件数は当制度にはりまゝかうありて計の二千八百丁五万円、決定いたしましたもので四千四件の二千六百三十九万円という実績でございます。利用者範囲につきましても業種が多岐にわたっておりますが、返済も現在のところしむ順調であり、一応外見上ではございすけれども融資に對する積極的な姿勢は中へ段階で一応成果を上げたとは考えております。

しかしまだ内容的には五千万円未満が非常に多いということから当初本制度を審議していただいた段階においても、また途中の議会におきましても議員さん方から指摘をいただきましたけれども、本制度がいかし切れまいといううらみもあるのではなかというところも考えましたので審議会でも民間の方のご意見等を聞きまして、より正確に迅速に外くの方にさらに利用していただくということも主眼に今回幾点かの改正を致すようにしたものでございます。もちろん利用しやすくするためには違滞、預金等の危険性も多いうでございすけれども、その点につきましても銀行と連絡、さらには銀行に對する補償の関係、また借り手への私ども商工会、金融機関等の審査と指導の強化ということも、できる限りカバーしたいということも考えておる次第でございます。

提案理由といたしましては以上のようなるものを背景といたしまして市内中小企業者の需要にこたへざるものと、さらに当資金の一層の効率的運用をはかるということが理想となっております。

次に内容について説明申しあげます。お六条関係でございますが、お六条お三号及びお四号を次のように改める。これは申込者の資格でございます。お三号にはおきましては従来五千万円未満については保証人の方で貸せるが、そのかわり五千万円を越えますと東京都信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証を必要とするという規定になっておりますが、先ほど申しあげましたとおり融資の傾向が五千万円未満が圧倒的に多いということからこのワクを撤廃いたします。保証人を一人以上有すれば

よろしいというふうに原則的には書き改めたかと思ふものと存じます。  
ただし融資審査会が必らずと認めた場合……とは、例えは決定しう  
とする額が希望額よりも下回る、しかし希望額が大きいためにこれを  
貸せばプラスになるのではないかということか考えられる場合には一応これ  
をかきいたしまして連帯保証人にかわり、又はあわせて保証協会の保証  
を必らずとするというごんまねな場合であるかも知れません。このよう  
なことを規定せしめたのだと心づかうわけでございます。なおこの中に  
「あわせて……」というのがございますが、保証協会が保証する場合には  
原則として保証人がいるわけでございますが、中には融資の申し込みに  
段階で保証人をつけたりするれば保証するということのような場合もござい  
ますので、一応連帯保証人にかわり、またはあわせて——という両方  
をここで規定したわけでございます。お四号については第七条の連帯保  
証人との関係がございす。

第七条の一項の四号に「現にこの条例による保証をしていないこと。」と  
の前に第六条の四号に「現にこの条例による融資を受けていないこと。」  
これは従来は重複融資、重複補償、さらに相互の融資と補償

の関係も規制してきたわけでございますけれども、今回だけは保証をしてい  
る融資を受けられ、または融資を受けていても保証がでるという  
ふうな方法に変えたわけでございます。結局資金を度ける側のとび  
うを若干広めたわけでございす。その規定が第六条の四号と第七条  
の四号でございます。

次に第七条の二項でございますが、これは従前五十万円未満につき  
ましては福生商店街共同組合のほうで保証していただいたわけでござい  
ますが、組合員の場合でございますが、その規定は私どものほうで五十  
万円というものを切りまして、いわゆる福生商店街共同組合のほ  
うで保証をしていただける範囲内において保証していただける場合は連帯  
保証人は前条の三号および前項の規定にかかわらず——もちろん保  
証した額の範囲内でございますが、当該協同組合がこれにかわり保証  
することであるというふうに規定したわけでございます。

それから期間の関係が当然問題になってまいりますので、九条において  
運転資金を規定したわけでございます。十二月以内とございす  
が、融資額が五十万円以下の場合には二月以内、五十万円を超える場合

は十月以内というふうに延長させていたと思いますが。十二月以内というのでもやはり資金の回転とか事業の経営次第の關係がございまして、底金十万円未満については従来とおり一年間償還が必要ではいかという考え方をしております。

同条第二項中「三月」を「三月」に改めるのは条文の統一の改正でございます。

又、大条の資金の損失補償でございますが、従前は五十万円以下の場合償還方法を変更後もなお融資者並みに連帯保証人が資金の完済をせず、金融機関が欠損処分をした場合に私どもがほうかり損失額について補償するというような条例になっておりましたけれども、五十万円というワケを撤廃いたしましたので、金融機関に対する損失補償を額から明確にしていやる損失補償の請求があった場合——もうろんこれは一般的には遅延損失金でございます——元金の合計ということにならうかと思っておりますけれども、その場合市長は融資審査会の議を経て当該金融機関に対して損失額の補償をするのぞというふうに決めたものでございます。

なお、附則は所収の経過措置について規定したものでございます。以上大要の簡単でございますが説明を終らせていただきます。よろしくご審議のうえご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（米次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。  
これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

○大審（高坂忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が十号については建設委員会に付託し、審査せしめられたいことに決します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） おわかりいたします。ただいま高坂忠君から所定の賛成を得て本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「要議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご要議なしと認めます。 ようて議案が丁号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

議長（米次性男君） 日程が四議案が丁号福生市公益預屋基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係長より議案の朗読をいたします。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（米次性男君） 朗読を終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉事務所長森田隆君

（福祉事務所長 森田隆君登壇）

福祉事務所長（森田隆君） 議案が丁号福生市公益預屋基金条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

公益預屋につきましては昭和四十年条例が丁号によりまして基金をもつて運営してきておるわけでございますが、最近時期的に基金に不足をきたすような事態があるわけでございます。これも四月六日四月

福生市議会

に百万円増額していただきまして六百万円にいたしましたわけでございますが、その後新規利用者の増加、融資額が増加等によりまして資金に不足をきたしたわけでございます。この件につきましては例月出納の結果におきましても監査委員さんのほうから指摘もされておりますし、また利用者の立場も考えまして六条中の六百万円を百万円ふやしていただきまして七百万円に改めようとするものでございます。

なお、この施行は四十七年四月一日からしたというふうなわけでございます。非常に難ぱくは説明でございますが、慎重で審議のうえ可決されんことを願ひ申しあげまして説明を終らせていただきます。

議長（米次性男君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより本案に対する質疑を付いたします。

（「要議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

○大橋（高波忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が丁号については委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) おはかりいたします。 ただいま高浪 忠君から所定の賛成者を得て本原は委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご賛議ありませんか。

(「賛議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご賛議なしと認めます。 よう議案が丁二つは原案とおり可決いたしました。

議長(米次性男君) おはかりいたします。 この際関係もありますので

日程が五から日程が七までの三議案については一括審議いたしたいと心にいますかこれにご賛議ありませんか。

(「賛議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご賛議なしと認めます。 よう日程が五から日程が七までの三議案については一括審議することに決定いたしました。

議長(米次性男君) 日程が五議案が丁三号福生市と高陽使用条例を廃止する条例

日程が六議案が八号福生市特別会計条例の一部を改正する条例
日程が七議案が四号福生市の課に関する条例の一部を改正する条例
以上三件を一括して議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいただきます。

(朗読議事係長朗読) 省略

議長(米次性男君) 朗読を終りました。

本原について提案理由の説明を求めます。 企画調査室長

大野中心一君

(企画調査室長 大野中心一君登壇)

企画調査室長(大野中心一君) 議案が丁三号福生市と高陽使用条例を廃止する条例につきまして説明申し上げます。

昭和三十一年十二月公債と高陽と一開始いたしました以来丁四号あまり経過するわけでございます。 この間軒金の値上げ問題、排水処理の問題等、多数の課題がございましたが、議会の皆さん、業者の

方々のご協力によりまして今日に至ったものでございます。過般米ご報告申しあげまして、ご承知のとおり、本日米をもつて閉鎖いたしましたので、本条例を廃止しようとするものでございます。議案第廿二号福島市特別会計条例の一部を改正する条例でございますが、と高陽の閉鎖にも係りまして、高陽会計を特別会計条例から削りうとするものでございます。

議案第廿八号福島市の課に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本条例につきましても、高陽の廃止にも係りうてございます。

改正の内容でございますが、廿一条の経済課の項中廿一号を削る——とあります。これは高陽に関するもの——とあります。もう一つ削りうとするものでございます。次に都市計画課の廿三号の次に一項を加え、廿四号といたしまして、下水道に関すること——これにつきましては、昨年来下水道法の一部が改正されまして、本年四月に建設省の事務次官から市町村長に對しまして、事業の執行体制を強化されるようにという通知がございました。と、流域下水道の事業も始まろうという

おりますので、都市計画課の中にこの下水道に関することを入れようとするものでございます。

なお、下水道の問題は、整備局長並に先ほどの建設省のほうからも通知がまいつておりますが、現在は、今度市町村制をいつけるというところへ市町村制が七市、課を設けるというところへ、まだ現在のところ、市町村制も設けられて、都市計画課の中で所管といふというふうな状況でございます。一応ご参考までに申しあげます。

以上のようでございますので、何となく慎重ご審議賜りまして、原案をご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終らさせていただきます。

議長（米次性男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

こゝより本案に對する質疑を行はいます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）以上で質疑を終ります。

○大橋（高橋忠君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第廿八号、廿九号、三十号について

は委員会付託のよう討論を省略し、原案とおり可決さんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ただいま高液忠君の所定の賛成者を得て本案三件は委員会付託のよう討論を省略し、原案とおり可決さるゝ旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご賛成ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) ご賛成のしと認めます。よつて議案中八号、九号、十号は原案のとおり可決いたしました。

議長(米次性男君) 十時五十五分まで休憩いたします。

午前十一時四十二分 休憩

午前十一時五十五分 開議

議長(米次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程中八議案中十四号 福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたします。

(須崎議事係長朗読) 省略

議長(米次性男君) 朗読を終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。収支課長有藤妙市君

(収支課長 有藤妙市君登壇)

収支課長(有藤妙市君) 議案中十四号 福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について説明申し上げます。

ご承知のように清掃法が全面改正されました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律として昨年九月二十四日に施行されましたので、あわせて福生市清掃条例を全文改正しようとするものでございます。

今回の改正の要点の第一は廃棄物を一般廃棄物及び産業廃棄物に区分して定義づけることと、第二に事業活動にともなう発生する廃棄物は一般廃棄物も含めて事業者みずからの責任で処理することとを義務づけておりますが、小規模事業者についてはこれを